

質問第八三号

所得税の扶養控除等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十三年二月十八日

若林健太

参議院議長 西岡武夫殿

所得税の扶養控除等に関する質問主意書

扶養控除については、「控除から手当へ」という趣旨の下、平成二十二年度税制改正では、年少扶養控除が廃止となり、平成二十三年度税制改正では成年扶養控除も縮減されることとなる。しかし、特定扶養控除や配偶者控除が残されているのは、制度としての整合性がとれていないのではないか。特定扶養控除及び配偶者控除が残されている理由と、今後の改革の方針を示されたい。

右質問する。

